

正確に伝えたい——誤用・誤解・半解事項の解消を

「日米開戦の日、特高に逮捕された宮澤弘幸は——」と伝えられて一読、何の違和感もない。だが、逮捕に不可欠の逮捕令状を伴っていないかつたとすると、どうだろう。

実は、戦時特別法の下では戦争遂行に反する容疑には逮捕令状も不要とされ、当時の内務省はじめ司法・法務当局も「検挙」と表記して「逮捕」の語を用いていなかった。

この誤用は単に表記の違いに止まらず、人権の基本にかかる本質を歪めることになる。

本稿では、この観点から本会「真相を広める会」としての活動の中で痛感された、これら誤用、誤解、あるいは半解事項を取りまとめ、初心に帰って正確を期することとした。これには孫引きの慣れを正す自戒の念をも込めている。

逮捕と検挙

本件は令状抜きの一斉検挙だった

本件・スパイ冤罪事件で身柄拘束（一斉検挙）された宮澤弘幸らは、被疑事実さえ示されない強制連行による検挙で、司法・警察当局さえ、「逮捕」の語は使わなかった。

本会でも初期刊行物等では「逮捕」を用いた経緯があるが、事実確認後は「検挙」に統一している。

国防保安法が元凶

逮捕令状抜きの身柄拘束は1941年5月10日施行の国防保安法（第17条）に拠る。当時の刑事訴訟法でも身柄拘束には裁判所・予審判事に令状を請求する規定になっていたが、軍機保護法などのスパイ罪嫌疑には国防保安法（第16条）によって裁判所・予審判事を通さず、検察官の職権で召喚・勾引・勾留できるように特例化された。

実際、ポーリン・レーンの上告趣意書（大審院判決引用部分）には「私共警察二引致サレタコトカ何故テアルカ判ラナイテ居リマシタ」と記されている。

この文面からは、逮捕令状どころか、口頭でも身柄拘束の理由が示されていないことが窺われる。

このためポーリンは「米國ニ送ラレル迄或ハ戦争ノアル間保護サレルト云フコトヲ知ラセラレル爲ト思ヒマシタ」とも記し、本国送還のための強制連行、あるいは戦時下での強制保護のための連行だと誤解していた。

公権力による人権侵害の合法化

一般に、「身柄拘束イコール逮捕」という現代感覚での慣用があるのは事実だが、戦争遂行の法規である軍機保護法・国防保安法下にあつては人身にかかる最低限の人権すら奪われていた。

この事実を痛く刻み、歴史的事実として正確に伝えていく上か

らも、当時の官憲自身が用いた「検挙」を使うべきであり、真相に沿う一歩ともなる。

ここで「歴史的事実」というのは、一国・日本の歴史に止まらない。ヒトラー・ドイツは、ワイマール憲法の緊急事態条項（48条）を逆手に「授権法（全権委任法）」を成立させることによって国家抑圧体制を手中にした。

その具体化の現れの一つが「緊急時」における令状なしの逮捕権であり、ドイツをナチス独裁に引き込む不可欠の要件となっていた。

ドイツ近現代史に詳しく『ヒトラーとナチ・ドイツ』の著書がある石田勇治・東大大学院教授は、これを「公権力による人権侵害の合法化」と喝破している。

ここに、検挙と逮捕が、用語の違いに止まらない。「歴史の教訓」を体していると知れる。「緊急時」を「戦時」に置き換えれば、一層、強権発動を合法化しやすくなるは自明で、歴史の証明するところ、心しなければならぬ。

国防保安法は、敗戦後、占領軍（連合国軍総司令部ⅡGHQ）の指令（政治的市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書）に基づく勅令によって1945年10月13日付で軍機保護法等と共に廃止された。

逮捕令状

なお、逮捕令状による身柄拘束を原則とする現行法制（令状主義）下では「検挙」という法律用語は存在しない。令状は検察官または司法警察員（警部以上の警察官）が裁判所に請求し、裁判官の判断を経て発せられる。逮捕令状には氏名、住所、罪名、犯罪事実、引致先、有効期間、発行年月日が記される。

【注】上告趣意書Ⅱ原物は焼却あるいは廃棄されていて存在しない。大審院判決には「上告趣意書」部分が争点ごとの判定に先立って引用（転記）されており、本会では文脈に応じ「上告趣意書」（院写）あるいは「上告趣意書」と表示している。

12・8一斉検挙

臨場の真相究明で欠かせない視点

宮澤弘幸らが一斉検挙によって日米開戦の1941年12月8日に身柄拘束されたことは、内務省記録『外事警察概況』などによっても明らかになっている。

だが個々の臨場（拘束状況―検挙の場所・時刻等）を明らかにする記録・資料は当事者によって一切焼却・廃棄されていて、検証を難しくしている。

半面で、検挙にかかる臨場の解明は欠かせない課題であり、仮説や推測が試みられている。中でも広く知られているものに、上田誠吉・弁護士著作『ある北大生の受難』の中での踏み込んだ状景復元がある。

ここでは、師弟の間の強い信頼、信義に重きを置いた視点からの踏み込みが鮮明で、共感を篤くしているが、一斉検挙の事実と矛盾する状景も含まれており、その検証をめぐって、本会内でも見方が分かれた経緯がある。

12月8日の伝聞

上田著作の他にも12月8日朝にかかる伝聞はいくつかある。た

たとえば、札幌・真駒内教会の信徒・松竹谷智さんが2016年7月の集い「レーン夫妻を語る」（札幌・北光教会）で話した中には「その朝は……夫妻と末の双子の12歳の2人が朝食のテーブルについていて、レーン先生のお父様が別室に横たわっておられました。特高たちは2人の子どもの前でお二人に手錠をかけ、病床のお父様の布団をはぎとってそこから探し回ってから、お二人を連れて行ったそうです」

——というのがある。

非情な状態で、ありうる状態ではあるが、「……そうです」とあるように出典も出所も定かでない。

松竹谷さん夫妻は戦後のポーリンから知遇を得、双子の姉妹とも親交があり、二度にわたる双子らの来日時には自宅に招き、レーン夫妻ゆかりの地を案内している。

しかし、事件についてポーリンから直接聞いたことはなく、松竹谷さんの妻・雪子さんによると、「（姉妹から）日米交換船で送られたときの辛い思い出については話されていたが、それだけだった」と言っている。（智さんは2017年2月昇天）

絶えざる相互検証を

12・8臨場に係る検証は、このような現状から手詰まりは否めない。一連の証拠隠滅は国家権力による卑劣な犯罪であり、戦争文書の焼却・廃棄と共に冤罪の真相までも隠蔽された。

この現状を打開するには、踏み込んだ仮説を含む可能な限りの手法・智慧が待たれるが、共通理解として大事なものは、やはり一斉検挙の視点だ。強大で歪んだ国家権力によるべた一律の強行という事実を抜きにしての真相はありえない。別稿（31頁）に現時点までの検証を試みた論考があるので参考にされたい。

【注】公文書焼却Ⅱ戦争関連公文書は、敗戦前夜（8・14）の閣議で全焼却を決めたと伝えられるが、この決定・通達自体が証拠隠滅の証拠となるため、全て口頭でなされたとされる。焼却決定にかかる公文書は見つかっていない。

内務省の関係では「後になって、どういう人にどういう迷惑がかかるか分からないから、選択なしに全部燃やせということ」で、内務省の裏庭で三日三晩、炎々と夜空を焦がして燃やしました（当時同省官房文書課事務官・大山正の回想Ⅱ大霞会編『続内務省外史』との証言がある）。

研究文献では『現代歴史学と戦争責任』（吉田裕著・青木書店刊1997年）の「V敗戦前後における公文書の焼却と隠匿」が詳しい。

海軍根室飛行場

公然の存在が冤罪の立体証拠に

本件裁判において、海軍根室飛行場は、その存在自体が軍事機密とされた。当然、被告側は真っ向から反論し、冤罪の核心に迫る争点となった。だが、検察に同調した裁判官が証拠に基づく事実審理を回避、強引な法廷指揮によって未解明のまま結審に持ち込んだことで、事実誤認や思い違いが正されることなく確定判決に残って、誤りのまま伝わっている。

誤った記憶

その一は、本件被告が「海軍根室飛行場」の存在を認識した時

期の特定。被告のハロルド・レーンは予審尋問での調書の中で「私ハ同所ニ海軍飛行場ノ在ル事ヲ十年程前ニリントバークガ来タトキカラ知ツテ居リマシタ」と主張し、大審院判決にもそのまま引用されている。

だが、リンドバーグ機の根室飛来は1931年8月24日で、海軍根室飛行場の竣工は翌1932年（昭和7年）11月21日だから、ハロルドの主張は明らかに誤った記憶に基づいている。

なお、リンドバーグの乗機は水上機だったから、もともと陸上の飛行場を必要としなかった。日本空域に入ってから千島列島沿いに2か所での着水を経て、根室港内に着水している。おそらくは、この北太平洋横断を快挙と報じる新聞記事などがハロルドの記憶に強く遺り、前後を混同したと思われる。

事実調べを抜いた裁判

混同自体は単純な思い違いで、冤罪全体からみれば些末にも見える。しかし、犯罪事実の特定において時間、場所の特定は欠かせぬ要件であり、ハロルド本人をはじめ検察官、裁判官共々間違いに気づかず、しかも調べれば直ぐに分かる程度の混同にもかかわらず一審―大審院を通して何の事実調べも行われなかった。

この一事だけでも、本件裁判がおざなりだった、と知れる。容疑（犯罪事実）は何でもよく、最初から有罪ありきの強引で形骸化した虚構そのもの（冤罪）だった。

なお、この時の新聞記事（朝日新聞）には「根室飛行場にゐた本社熊野、酒井両飛行士は——」との余話が付いている。この記述からは、おそらく新聞社の小型機が離着陸できる程度の、不時着用の滑走路面があった可能性は読み取れる。あるいは、この「飛行場」を海軍が接収し、翌年から海軍飛行場としての造成に入っ

たのかもしれない。

また、海軍の飛行場造成に係る記録類も敗戦時に廃棄され、詳細は消されていたが、地元・郷土史家らの発掘によって『根室千島両國郷土史』（1933年）『北の翼』（1933年刊）などに概略が記録されているとわかった。

記憶の混同

次に注目されたのは、8年後、1939（昭和14）年8月27日の「ニッポン号世界一周」（東京日日新聞社・大阪毎日新聞社主催）の話題。この事業では海軍根室飛行場が「公認出発記録点」とされ、知名度を更上げる契機となった。ただし実際には、同飛行場で着陸も離陸もしていない。

当初計画では、札幌の飛行場を飛び立ったニッポン号が根室飛行場に一旦着陸した後、同飛行場を公認出発地として飛び立つ手はずだったが、前夜来の豪雨で滑走路が使用不能となり、窮余の一策で、同飛行場（滑走路）の上空数百メートルを空中通過することで離陸に代えた。

だが最悪の思い違いは、根室の飛行場が有罪の決め手になると思い込んだ検察にある。灯台船に便乗して千島めぐりの旅をした宮澤弘幸は根室港で下船し、列車で札幌へと向かっているが、この旅程に目をつけた検察は、根室を通ったおりに海軍飛行場を見たに違いないと思ひ込み、犯罪容疑を構成した。

「間知」を「探知」にすり替え

実際には、見たも見ないもない。札幌に向かう列車の車窓の左手には飛行場が広がっている。したがって座席の位置によっては見るなどと言っても目に入る。実際に宮澤弘幸が目にしたか否かは

検証できないが、証拠採用されたであろう自白調書には

「汽車車中ニ於テ乗客ヨリ 根室町ニハ海軍飛行場存在シ
ノ指揮ニハ兵曹長カ當リ居ル旨 聞知シタル」

と記されている。(大審院判決に引用記載)

隣に座った話好きの乗客が勝手に教えてくれたとのことだ。はからずも宮澤弘幸の根室飛行場に寄せる関心が消極的だったことも示している。

したがって自白調書でも「聞知」と表記されたのだろうが、検察は起訴にあたり「聞知」を「探知」にすり替えたうえで、有罪の決め手に組み込んだ。ここにも犯罪容疑の構成での杜撰さが読み取れる。

【注】聞知と探知 聞知は、文字通り聞き知ると解され、一般行為を指すが、探知には探り知ろうとする犯意が込められているとされ、軍機保護法上の定義では犯行為(探知罪)となる。聞知では罪に問えない。

海軍自身が公開

いずれにしても、軍事機密というには余りに公然に過ぎる。現地を見れば一目瞭然であり、地元では、根室町公刊の『根室要覧』にも海軍飛行場の存在が明記され、地元新聞社『根室日報』発行の「絵葉書」にも飛行場の全景が描かれていた。乗客の話好きもその延長上のことと知れる。

加えて海軍自身がアメリカ大使館付海軍武官の見学を受け入れていたことも分かっている。(昭和9年 11月9日 1934年 8月4日付公文書)

【注】以上、海軍根室飛行場に関する記述では、本会の初期刊行物等でも誤記されており、事実確認後は本稿記載に訂正し続

一している。

また、宮澤弘幸が便乗した「灯台船」の表記は、判決文の中では「灯台監視船」となっており、本会刊行物でも当初、この表記に拠ったが、この用例は当判決文以外には見られず、関係者はじめ一般には「灯台船」の表記で通っていることから以後は「灯台船」に統一している。

拷問と良心

卑劣な本質踏まえ、惑わされない対応

拷問は、捜査権力が自らの描いた犯行の筋書に合う自白を強要するために被疑者に加えた肉体的精神的な暴力に他ならない。非道、非合法的な暴力手段であり、戦前の法制下でも禁じられていたが警察部内では公然の秘密とされ、とくに治安捜査では見て見ぬふりが横行していた。

ただし、拷問の事実が証明されれば、戦前の法制下においても押印・指印させた「自白調書」が無効となる。そこで捜査権力は拷問の証拠が漏れたり残ったりしないよう密室化を強め、この結果、後世の検証も難しくしている。

したがって、本件でも拷問の証拠を白日に晒すには至っていないが、その痕跡はいくつも検証することができ、拷問が加えられたことは、事実として十分に推測される。

良心に訴える必死の表現

たとえば宮澤弘幸の上告趣意書の中には「ソハ強制ニ堪ヘカネ

テ」との言及、あるいは「恰カモ故意ヲ以テ軍事上ノ秘密ヲ探知セント企テタルカ如ク供述シタレトモ」等の記述が随所にあり、拷問と読み取れる。

当時、明確な証拠なしに拷問を言い立てれば、それ自体が法廷での侮辱罪等に問われる怖れがあったので、この上告趣意書での記述は、裁判官の良心に訴える、ぎりぎり必死の表現だったといえる。

自白万能とされた旧法制下にあつては、一旦「自白」として司法上の形を整えられ、法廷に出されると最有力証拠とされた。被告側が法廷で「強制（拷問）によるものだ」と自白自体を否定しても、「密室」での一部始終を証明することは不可能に近く、故に冤罪が罷り通った。

レーン夫妻については、その「上告趣意書」からも、直接、肉体に加えたような拷問の痕跡は窺えない。だが少なくとも外国人の習慣からは耐えられない劣悪な環境に追い込まれたことは証明でき、ハロルドの趣意書にも「疲労シ切ツテ居リシ為氣休メニ聴取書ニ署名シタル」などの言及があり、当人の意に反しての「自白」に至ったことは明らかと言える。

また、ポーリンの趣意書には「私ノ知ラナイコトヲ知ツテ居ルト強要シマシタ 三月ニハ私ハ肉体的ニ心理的ニ悪イ状態ニアツタ爲ニ……」とあり、同様の仕打ちにあつていたと知れる。結果から推して、起訴が四月九日だったことから逆算しても、「三月」に自白強要の取調べが集中したと知れる。

宮澤弘幸については、戦後、釈放されてから家族や友人のマライニーに断片を話しており、当時の弁護士が命にかかわる拷問を避けるために方便の自白を勧めた経緯も明らかになっている。「自白調書」を含め一切の証拠が失われてはいるが、拷問によって特

高の筋書に沿った「自白」を強いられ、押印せざるを得なかったことは間違いない。

英雄視は冤罪被害者を貶める

なお、拷問関連の論考の中には、冤罪を闘い抜いた生涯を称えるあまり、「拷問に屈せず容疑を全否認し自白もしなかった」と強調する向きもあるが、これも正しくない。

事実をまぶした称賛は事実を歪めると同時に、危うい英雄視に陥り、かえって冤罪被害者を貶めることになる。

捜査段階では「自白調書」に押印したが、公判では一貫して否認したという事実をそのまま過不足なく伝え検証することが大事であり、特に、探知―漏泄というスパイ罪の核心については終始否認している事実が重要になる。

不当な獄中制裁

拷問で、もう一つ混同される誤伝に、刑務所での不当な制裁がある。

たとえば「蟹刑」と恐れられ、拷問の最たるものとして伝わっている虐待事例があるが、これは過剰制裁であつて拷問とは異なる。蟹の形に似たチェーンづくりの拘束具（蟹錠）で両手両足を締め上げる残酷なもので、歴史的証拠物として博物館・網走監獄に展示されている。

制裁には、刑務所内の秩序維持に伴う懲罰という法令上の根拠があり、故に公然と制裁具が用意され、狭い空間に閉じ込める懲罰小屋が特設されてもいた。制裁を受ける側からは拷問と変らない精神的肉体的な暴力であつたが、加える方には公務執行という意識の正当化があつた。

正当化する錯覚

制裁には、常に過剰に及ぶ危険が潜み、踏み越えれば違法行為となる。これに対し拷問はまるまる不法行為であり、刑法の暴力行為（暴行傷害）と何ら変わるところがない。この違いには明確な一線が画されているが、制裁を当然視する風潮がはびこることによって拷問を正当化する錯覚までが横行したとの意識環境も否めない。

現行法制では憲法（第38条2項）によって禁じられ、刑事訴訟法（第319条）でも憲法の条文を復唱する形で明記されている。

【注】以上、拷問と制裁の混同では、本会の初期刊行物等でも誤記されており、事実確認後は本稿記載に訂正し統一している。

教師失職

戦争そのものが個人に強い犠牲

レーン夫妻の受難では、軍機保護法違反（スパイ罪）による検挙で、北大教師としての職も住いも追われた。こんなふうに伝えられているが、これも正確でない。

事実は、検挙如何の以前に、日米開戦で敵国人となったこと自体が解職・追立ての理由にされた。北大当局の頼かむりもさることながら、個人が戦争そのものの犠牲にされた事実こそ、忘れてはならない。

レーン夫妻の学内での身分は「傭外国人教師」。契約の詳細は定かでないが、期間を定めた傭人契約（雇用契約）を交わし、これ

を満期ごとに更新することで支障なく雇用を継続してきた。仮に犯罪事実が明らかになれば天皇の官吏に準じて分限を問われることになるが、夫妻の側には契約履行のうえで解約を迫られる事情は全くなかった。

解約は、1942（昭和17）年3月31日付。同時に官舎明け渡しで住居（住所）も失った。9日後の4月9日には夫妻ともに起訴され、法廷での人定尋問では「元北大豫科英語教師」（一審判決記載）となり、大審院の段階では「国籍米国 住居不定」となっている。

文部省の指示

解約は全て文部省の指示によっている。大臣官房秘書課長通牒が大手を振り、開戦10日後の12月18日付で米英国人教師の授業差し止めが通牒され、追って1942年2月28日付で雇用契約の解約が通牒された。

通牒には具体的な解約条件を指示した「敵国人タル傭外国人教師並ニ外国人講師ニ関スル取扱要綱」が添付されており、北大当局は直ちにこの要綱通りの処置をとり（3月14日付決裁）、拘置中のレーン夫妻に「傭外国人教師解約書」を送り付けている。

夫妻が検挙されたとき、官舎には病に伏したハロルドの父83歳と、12歳になる双子の娘たちが残された。

老と幼の家族は直ちにその日の生活から窮したのだが、当の警察（行政）も北大も全く知らぬ顔で、窮状を見兼ねたカソリック系の修道院（フランシスコ修道会）が双子を引き取り、老いた病人を併設の病院（天使病院）に移送している。老いの身に衝撃は強すぎたのだろう、年明けてほどなく亡くなっている。

解約は被解約者の現状を無視した一方的なもので、さすがに寝

覚めはよくなかったのだろう。通牒添付の取扱要綱では、解約時までの俸給全額と、解約に伴う違約金分を「手当」として支給することを認めている。

北大は大臣官房への伺いを経てハロルドには850円・ポリーンには400円と支給額を算定している。「伺い」の文書中には「貯蓄ナキモノノ如シ」の記述が覗かれ、焼石だったと知れる。

北大の怪

宮澤「退学願」を欲したのは誰か？

宮澤弘幸の北大における学内の身分は、1942年4月1日付で「退学」となっている（工学部学籍簿記載）。さらに2013年3月になって「退学願」などの身分に係する一連の文書が見つかったことから、北大当局は、本人の願い（理由は「家事上ノ都合」と記載）を容れ、自己退学として事務的に処置したと追加して説明している。

だが、単に字面をなぞった紋切りによって説明しきれぬわけもない。宮澤弘幸自身は終始一貫、北大生として裁判に臨み、これを受け、判決でも北大生として断罪されている。「退学」をめぐる経緯については北大としての納得のいく説明と検証が求められるが、果たされていない。

「退学願」の原物は毛筆で、三文判ではない印鑑が押されている。正式の筆跡鑑定は行われていないが、遺族（実妹・秋間美江子）も異議を述べておらず、真偽にかかる争いはない。したがって問題は、自由意志の証明になる。

許可する側の書式

疑念の一是、書式が整い過ぎていること。表題が「退学届」ではなく「願」と表示され、「願いを以て許可する」という、許可する側の書式に合わされている。

また書かれた態様、および経緯からみて、留置場であり合せの紙に一気に書いたという安直なものでもない。筆、硯、用紙、印鑑の一式が予め揃えられ、書式を確かめたうえで筆をはこんだと思われる。

疑念の二は、書いた時期の特定と、その意味合い。「願」の日付は4月1日になっているが、実際には限りなく月末に近いことが北大の検証でも明らかになっている。

おそらくこの作爲は4月9日に起訴された事実と絡んでいるに違いない。北大としては起訴を受けての学内処置（学籍抹消）が必要になり、その処置の日付を年度初めの1日に遡らせて統一したのではないかと推測されている。

退学を願う動機がない

宮澤弘幸には自ら退学を願う動機が見当たらない。これに対し、北大にとって、スパイ罪で裁判を受ける学生を戦時下抱えるのは容易ではない。

といって判決前に退学処分とするには抵抗があり、自主退学を求めた。もとより確証のない推測だが、当時の状況からは十分に蓋然性がある。

仮に、「自主退学」にすれば、裁判で無実となったとき直ちに復学できる」と説得すれば、無理強いも可能になる。先にレーン夫妻を年度末に解約したのと合わせ、大学の身辺はきれいに取り繕う

ことになる。

この疑念に対し、現・北大当局は、当時、身柄拘置中の宮澤弘幸に接触すること自体が困難だったことから、事前関与の可能性は低いと結論づけている。(北海道大学大学文書館年報第9号の論考)

起訴後は面会可能

だが、そうだろうか。確かに、起訴前は嚴重に隔絶されているが、犯罪構成を固めた起訴後は事情次第での対応は緩くなる。先の北大自身の検証にあるように、北大が「退学願」を入手した時期が4月末以降だったとすれば、起訴後から月末までの間に面会する可能性が十分開けてくる。北大は、この疑念に正面から応える義務がある。

北大の対応は一貫して後ろを向いている。一連の文書が明るみに出始めたのは、検挙から実に69年を経た2010年代になってからだった。北大は、自ら招いた教師と自ら選抜した教え子が絶体絶命の窮地に陥ったときに最低限の手を伸べることもなく、大学当局の保身に汲々とし、歴史的事実をも隠ぺいしてきた。

この体質はいまも引き摺っている。大学の都合を優先して犠牲を強いた宮澤弘幸らへの謝罪を拒み、責任の明確化にも口を濁し、口では冤罪事実を風化させないといながら具体化には二の足を踏んでいる。一連の経緯については本会刊行の冊子『北大に求めた処置と責任』(本編99ページに収録)を参照されたい。

復学願に反感

復学については、1945(昭和20)年12月8日付の「復学願」が残っている。「12月8日」との日付に込められた反感の思

いが痛い。併せて同月21日付で「許可」とした文書もあり、学籍簿にも転記されている。

ただ、実際には復学した痕跡はなく、札幌に足を踏み入れた気配もない。この前後、獄中の衰弱に加えて腸結核にも罹患、翌1946年2月には小康を得てマライーニに再会、元氣そうな写真を残しているが、その一年後、多量の咯血から1947年2月22日帰らぬ人となった。

憶測は憶測

なお、釈放の経緯、および釈放に先立つ1945年6月25日の宮城刑務所への移送について、一時、特別の配慮のごとき憶説が流布したが、文字通り憶測に過ぎない。

移送の理由は不明であり、釈放は占領軍(連合国軍総司令部ⅡGHQ)の指令(政治的市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書)による超法規措置に基づく一斉釈放(1945年10月10日)であり、個々に特別の経緯はない。

また、復学願もアメリカ留学に備えた手続きの一環との憶説があるが、これも順序が違う。

確かに留学の公募に応じた痕跡はあるが、それは1946年1月下旬以降のことで、復学願を出したのは前年12月の初旬。46年2月前後はマライーニとの再会の頃であり、体調にも小康を得ていた時期に重なる。戦後再生に向けていろいろの可能性にかけていた意欲の現れと解するのが自然といえる。

【注】以上、宮澤弘幸の北大生としての身分に関しては、「退学願」等が見つかるまでは、「退学届は存在しない。宮澤弘幸自身に退学の意志はなかった」とする通説に基づいて対応し、本会刊行物等でも通説に拠ってきたが、事実確認後は本稿記載に訂

正し統一している。

日米交換船

引き延ばされたレーン夫妻強制送還

レーン夫妻は、大審院判決の確定で刑務所に収監された後、1943（昭和18）年9月、交戦国合意に基づき日米交換船によって母国・アメリカへ送還された。この経緯には情報不足からくる憶測、流説が入り乱れ、虚実錯綜して流布、本会刊行物等にも誤記が含まれているが、確かな事実を基に、時系列にして解きほぐすと以下になる。

交換船は、交戦国残留の外交官を相互に送還する目的で開戦後ほどなく浮上した。交渉は全て相互主義にたち同規模の船舶を用意し、船腹に余裕があることから、両国で互いに戦時拘束した民間人らを加え、さらには乗れるだけの同人数を交換しようとして広がって、計400人台で最終合意がなった。これが開戦半年後、概ね1942年5月前後のことになる。

対象の枠が戦時拘束者になればレーン夫妻と、その家族も対象となる。ポーリンの上告趣意書によれば、予審（戦前の司法制度で公判前の予備審問）の段階で「米國へ帰リタイカト尋ネラレタ時……」とあり、交換船を前提とした打診があったと窺われる。

これに対し、ポーリンは「若シ皆一緒ニ行カレルナラハ行キタイケレト主人一人ヲ置イテハ行キタクナイ」と答えている。

留意されるのは、打診が夫婦一緒を前提としていないことを窺わせることだ。穿てば、容疑をハロルドに集中（主犯化）させ、

ポーリンが容疑通りに自供すれば特別扱いで娘たちと一緒に送還すると誘導する分断策が弄されたとも窺える。

予審は、起訴された事件を公判に付すか否かを決する非公開の場だが、その過程（審問）では、往々、公判では取扱い難い事案に黒白がつけられる。たとえ利害をかざしての誘導、分断があったとしても、密室の内を検証するのは難しい。

結果は、ポーリンは分断に乗らず、夫妻の要望ということで娘二人だけが乗船することになった。これは母親が娘に持たせたメモ（アメリカでは母の兄を頼るよう連絡先が書かれている）の存在によっても裏づけられる。

二人の娘は6月4日に札幌を発ち、船（浅間丸）が出る横浜に向かった。だが着いてみると船は栈橋を離れて港外に碇泊しており、直ぐには乗せてもらえない。不安を募らせ、そのまま岸壁のホテルで待機させられる。

最後通告

事態は、この前後に急変し、若干の経過があつての6月15日になって、アメリカ側から強烈な通告が入った。

「（レーン夫妻ら）3人を乗せないなら、松平一郎ら3人の乗船許可を取り消す」

松平一郎は横浜正金銀行サンフランシスコ支店長で、父親は宮内大臣の松平恒夫。さらに縁戚は皇族に連なっている一族で、事態は一気に緊迫した。

発端は双方の乗船名簿。出帆を控えた最終点検で、アメリカ側は夫妻と、もう一人（R・N・マッキンノン）一斉検挙された旧制・小樽高商教師）の名がないことから、待ったをかけ、乗せろ乗せないの鬩ぎ合いの交渉となった。

交渉といっても、交戦下の交渉だから互いに第三国を経由しての、まだるっこく危うい展開になる。実際には、既に送還者に乗せ、銅鑼を打つばかりの両船を停泊させたままでの、一週間に近い駆け引きを重ねたあげくの、これがアメリカ側からの最後通告だった。

第二次船で決着

駆け引きの自身は省き、結果は、日本側が「3人は第二次交換船に乗せる」との覚書（アシユアランスII保証）を入れることで何とか決着する。これが6月25日未明のことで、アメリカ側の用船・スウェーデン船籍のグリップスホルム号はこの間ニューヨーク港に待機していた。

問題は覚書の実効をどう保証・担保するか。この問題をめぐって外務省は、対米交渉にも増して、内務省および司法省との内交渉に手こずった。最後は内務省から「夫妻送還へ向け」例外的措置を考慮できる」との保証を取りつけることで決着した。

戦後、上田誠吉・弁護士が一審裁判官の一人・宮崎梧一から聞き出した回想では「司法省から政府の必要とする在米の日本人と交換するために、アメリカ人教師夫妻を釈放してアメリカに送還したいから了解してくれと言ってきた……」云々とあるから、この間の経緯と符合する。

双子の二人が岸壁で待機させられたのも、あるいは人質に似た駆け引きのせいだったのかもしれない。第二次交換船での決着案を緊急提示した翌日の17日に、ようやく乗船させている。

決着の覚書は一応、順守される。横浜を出た浅間丸はアフリカ東海岸のロレンスマルケスで、ニューヨークからのグリップスホルム号と行き合い、乗船者を交換して反転し横浜に帰港した。こ

れを待つて第二次交換船の出航は9月5日と決められた。

無期延期

しかし、この後の経緯は、ポーリンが上告趣意書に記載した通りとなる。夫妻は8月31日に札幌拘留所を出て9月2日に横浜に着いたものの、娘たちと同じ岸壁のホテルで待機させられ、あけく無期延期となつて、9月22日、無惨にも札幌へ逆送される。

理由は定かでない。当初、アメリカ側から「2週間ほど遅れる」との連絡があり、そのうち日本側でも軍部から横槍が入ったとされる。同時に、アメリカ側でも「ハワイの日系人を送還すればアメリカ海軍の状況を知らせることになる」と中止勢力が強まったと伝わる。このあたりの確かな記録・証言は残っていない。

一年後の再開

再開は、1943年9月。無期延期から、ちょうど一年後のことで、この間、夫妻は一審―大審院と経て、5月5日にポーリン、6月11日にハロルドが、それぞれ有罪の判決を受け、刑務所に収監されていた。再開に至る経緯は定かになっていない。

第二次の用船は「帝亜丸」。10月15日にインド西海岸のゴアに着き、遅れて入港したグリップスホルム号と乗船者を交換し帰路につく。夫妻らは娘たちが乗ったと同じグリップスホルム号でニューヨークへと向かった。

以上は、当時の外交公電など公文書・記録によって裏づけられており、これら広域に散在した断片を丁寧に集めて全体像を明らかにした鶴見俊輔ら編著の『日米交換船』（新潮社2006年刊）が詳しい。

反して、レーン夫妻の拘束はアメリカに抑留された日本高官を

救出するための謀略だったとか、あるいはスパイ交換説、さらにはレーン夫妻の札幌出発には北大生がストームを起こして歓送したなど、流説が飛び、相応に信じられてもいたが、すべて憶測・虚報だったことになる。

なお、記事・論考などで、「捕虜交換船」の表記が少なからず見られる。事実経緯に基づいた用例においても、交換船の実態においても、間違った表記であり、全体像を誤らせることになる。

北大への望郷

レーン夫妻の戦後と周辺

レーン夫妻は、事件と周辺について、「天災だから仕方がない」などと退いて、ほとんど語っていない。しかし地元紙『北海道新聞』（道新）ほか折々追っていて、相応にたどることができ。これら記事には事実関係や日付などに明らかな間違いがあつて詳細には検証が必要だが、大筋を追うと、以下のようになる。

アメリカ送還後は、ボストン郊外のオーバートンデールに住み、ハロルドは教員養成所で教鞭をとり、ポーリンはミッシェンスクールの保母に就いた。半面、北大・北海道への思いは一貫していて、その念を早くも終戦翌年の晩秋のころポーリンの母校である同志社大学の総長（牧野）に伝えている。（1946年11月5日付『道新』など）

これは北大首脳に取り次がれ、歓迎の下地となった。ただ戦後間もないことで、初めは具体化の手立てもなかったが、その後（1

949年8月下旬）、戦前からの親交があつた中谷吉郎（北大理学部教授）が訪ねたことで大きく弾む。中谷はかねて論文英訳で助力を受けており、このときも一週間に渡って論考『雪の結晶』を見てもらつていたのであるが、この間、望郷の念も肌身で受けることになった。

夫妻の親交は、教え子を中心に知られ、文献も多く残っているが、戦後の復帰では、中谷吉郎ら教員仲間にも信望があり、招聘運動の中心になったことが知れる。

北大復職

翌1950年3月には北大法文学部教授会が、教授会としてハロルド招聘を決定。前後してGHQ（連合国軍総司令部）を通じて国際教育機関による交換教授の計画が持ち上がり、連動して文部省も動き、アメリカからの派遣35人の中の一人として北大へはハロルドが配置されることになった。（1951年2月24日付、4月16日付『道新』）

札幌入りは1951年4月17日。北大、北星、北光など旧知の歓迎を受けた半面、北大の学生組織からはアメリカからの派遣に抗する反発を受けた。追ってポーリンも北海道学芸大学（現・北海道教育大）に英語教師の職を得た。

住いは、旧居官舎が空家のままになっていて、即、入ることが出来た。1960年9月には隣家のヘッカー共々、勲五等瑞宝章を受けている。（1960年9月7日付『道新』）

以上のうち、新聞記事の発掘は、2016年7月16日に札幌・北光教会で開かれた「レーン夫妻を語る集い」で報告した河道前伸子さんの記録に拠っている。また中谷吉郎のレーン宅訪問の様子は『北海道大学大学文書館年報』第5号に載った逸見勝亮・

同館長の論考に詳しい。

死因二説の解明

戦後のハロルドは1963年まで北大教師として勤め上げ、多くの教え子を送り出した。だが、その教え子たちに囲まれての退官を目前にしてあっけなく病没する。腸にできたポリープを取る手術中に脂肪が血管に入った医療事故が死因とされ、本会編・花伝社刊『引き裂かれた青春』でも底本を踏襲し、そう記述している。8月7日昇天。享年70。

だが、その後、これとは違う病因が報告されている。先に紹介の「レーン夫妻を語る集い」で、越智さんと子さん（札幌医科大学・脳神経外科助教Ⅱ医師）が明らかにした経緯によると、持病だったヘルニア手術後のおそらくは術後合併症の悪化が原因と推測される。

越智医師は、小学校低学年だった1963年の夏休みに北大病院で病室がハロルドと向い同士となり、同じ日に同じヘルニアの手術を受けた。子供心にもはっきり覚えていて、先に退院し、のち母親に連れられてハロルドの葬儀にも行っている。ポリープ同様、カルテなど物証を伴った記憶ではないが、信憑性はより濃く聞こえる。

システアの死因

なお、ポーリンの先夫・システアについても、一部に「第一次世界大戦の直後、流感で病死」との年譜が伝わっている。

だが、ポーリンがシステアを記念して札幌・北光教会に贈ったオルガンの蓋裏には「大戦で戦死」との記載（英文）があり、これが定説になっている。流感死を裏づける文献は見当たらない。

円山墓地

ポーリンは、相前後してがんを病み、入退院を繰り返していたが、ハロルド病没の3年後、1966年7月16日に昇天した。享年73。生前の夫妻の意志により、夫妻の蔵書450冊余は北大図書館に贈られ、「レーン文庫」となっている。墓は夫妻一石で円山墓地にある。

追補

宮澤弘幸の死亡診断書

北大に保存された文書類の中から見つかった宮澤弘幸の「死亡診断書」（東京警察病院・医師Ⅱ名前黒塗）によると、「直接の死因は肺結核（継続期間約三ヶ月）その原因は結核性腹膜炎（継続期間約一ヶ月）その原因は腸結核（継続期間不記載）」と記されている。腸結核に罹患した時期は不明で、獄中であったのか釈放の後だったのかの確定もできない。

宮澤弘幸の病状・死因については、推測、憶測による記載があり、本会刊行物にも原典不詳のまま記述したものがあがるが、確かな資料としては右の死亡診断書の他には存在していない。

マライーニの学内身分

フォスコ・マライーニは、国際学友会（本部・東京）の奨学金を得て来日した日伊交換留学生。アイヌ民族の人種の起源に関心を持ち、強い希望で北大に籍をおいた。

当時、北大では医学部解剖学教室の児玉作左衛門教授を中心にアイヌ人の骨格研究が進み、学外にも知られていたが、マライーニの関心に沿う講座はなかった。そこで、便宜的に解剖学教室の助手（無給）となり、フィールドワークを主体に自由に研究することになったと思われる。

住居も、教官に準じ外国人教師用官舎に入居することになったが、教師として授業・講座を持った形跡はない。当のマライーニ自身、心身とも型にはまらない才能の持ち主で、文化人類学を軸に、写真家、登山家、探検家、旅行家、著述家、等々としてそれぞれ業績を残している。

このような人材が、戦時下の北大に存在したということ自体が驚きであり、当時の北大の一側面を伝えている。一九四一年四月、京都大学イタリヤ語教師の職を得、北大をあとにした。したがって、宮澤・レーン冤罪事件は、この後のことになる。

【注】『オレ・ジャポネジ』＝マライーニが日本に関して記述・論述した代表著作。英訳された『ミーティング・ウイズ・ジャン』（ヴァイキング・プレス刊）と日本語訳の『随筆日本』（松籟社刊）があり、本会では、『引き裂かれた青春』（花伝社刊）の刊行以降の引用は『随筆日本』に拠っている。

※以上、冊子『引き裂かれた青春』（第一刷）の「正確に伝えた
い特記事項」を大幅に加筆・修正し再構成した。